

消第823号の2  
平成28年1月19日

各消防本部消防長 様

岐阜県消防課長

違反对象物に係る公表制度の実施及び検討状況の調査について

平成27年12月14日付け消第823号にて依頼しました標記については、調査回答に御協力いただきありがとうございました。

調査の結果、岐阜県内における公表制度の実施目標時期を、下記のとおりとしましたので、お知らせします。

なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第38条の規定による助言として発出するものであることを申し添えます。

1 公表制度実施目標時期

**平成31年4月1日**

2 目標時期設定理由

- ・消防予第471号通知では、管内人口20万以上の消防本部が少なくとも1以上実施する時期から、**遅くとも概ね2年以内**を目途として、公表制度が実施されることが望ましいとされていること
- ・調査の結果、県内消防本部の実施予定時期のうち、最も早い予定時期が、**平成29年度中**であったこと。

岐阜県消防課予防保安係			
係長	長屋	担当	今瀬
TEL 058-272-1123			
FAX 058-271-4119			
e-mail: <a href="mailto:imase-takayasu@pref.gifu.lg.jp">imase-takayasu@pref.gifu.lg.jp</a>			